



金 沢 市 公 報

号外第14号の4

令和4年(2022年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	● 公営企業管理規程	
● 教育委員会規則		○ 金沢市企業局公印規程の一部を改正する規程	(企業総務課) 10
○ 金沢市図書館規則の一部を改正する規則	(図書館総務課) 1	○ 金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	(") 11
○ 金沢市教育委員会規則で定める様式における文書記号の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則	(教育総務課) 5	● 病院事業管理規程	
● 教育委員会告示		○ 金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	(市立病院事務局) 12
○ 金沢市立工業高等学校学則の一部改正について	(市立工業高等学校) 5		

教 育 委 員 会 規 則

金沢市図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

● 金沢市教育委員会規則第7号

金沢市図書館規則の一部を改正する規則

第1条 金沢市図書館規則(平成7年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第21条を第27条とする。

第20条の表中

玉川図書館	庶務係	1 玉川図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 金沢市図書館協議会に関する事項 4 他係に属しない事項
	サービス係	1 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、視聴覚資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の利用に関する事項(近世史料係が所管する事項を除く。) 2 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 3 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 4 児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項 5 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 6 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 7 児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項 8 城北分館の管理及び運営に関する事項 9 自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項

を

玉川図書館	サービス係	1 玉川図書館の運営及び企画に関する事項 2 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、視聴覚資料その他必要な資料(以
-------	-------	---

		<p>下「図書館資料」という。)の利用に関する事項(近世史料係が所管する事項を除く。)</p> <p>3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項</p> <p>4 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項</p> <p>5 城北分館の管理及び運営に関する事項</p> <p>6 自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項</p> <p>7 施設及び設備の維持管理に関する事項</p> <p>8 金沢市図書館協議会に関する事項</p> <p>9 他係に属しない事項</p>	に、
--	--	---	----

泉野図書館	庶務係	<p>1 泉野図書館の運営及び企画に関する事項</p> <p>2 施設及び設備の維持管理に関する事項</p> <p>3 他係に属しない事項</p>	を
	サービス係	<p>1 図書館資料の利用に関する事項(他係が所管する事項を除く。)</p> <p>2 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項</p> <p>3 点字・録音図書の利用及び対面朗読に関する事項</p> <p>4 映像ホール等の視聴覚機器設備の運営に関する事項</p>	
	児童サービス係	<p>1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項</p> <p>2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項</p> <p>3 平和町児童図書館の管理及び運営に関する事項</p> <p>4 学校図書館の支援に関する事項</p>	

泉野図書館	サービス係	<p>1 泉野図書館の運営及び企画に関する事項</p> <p>2 図書館資料の利用に関する事項(他係が所管する事項を除く。)</p> <p>3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項</p> <p>4 点字・録音図書の利用及び対面朗読に関する事項</p> <p>5 映像ホール等の視聴覚機器設備の運営に関する事項</p> <p>6 施設及び設備の維持管理に関する事項</p> <p>7 他係に属しない事項</p>	に、
	児童サービス係	<p>1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項</p> <p>2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項</p>	

金沢海みらい図書館	庶務係	<p>1 金沢海みらい図書館の運営及び企画に関する事項</p> <p>2 施設及び設備の維持管理に関する事項</p> <p>3 他係に属しない事項</p>	を
	サービス係	<p>1 図書館資料の利用に関する事項(他係が所管する事項を除く。)</p> <p>2 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項</p>	

玉川こども図書館	児童サービス係	<p>1 玉川こども図書館の運営及び企画に関する事項</p> <p>2 児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項</p> <p>3 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項</p> <p>4 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項</p> <p>5 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその</p>
----------	---------	---

		奨励に関する事項 6 学校図書館の支援に関する事項 7 児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項 8 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 9 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 10 施設及び設備の維持管理に関する事項	に
金沢海みらい図書館	サービス係	1 金沢海みらい図書館の運営及び企画に関する事項 2 図書館資料の利用に関する事項（他係が所管する事項を除く。） 3 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 4 施設及び設備の維持管理に関する事項 5 他係に属しない事項	

改め、同条を第26条とし、第19条を第25条とする。

第18条第1項の表中「庶務係 サービス係」を「サービス係」に改め、同表泉野図書館の項の次に次のように加える。

玉川こども図書館	児童サービス係
----------	---------

第18条を第24条とする。

第17条第1項中「第9条」を「第10条」に、「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第23条とする。

第16条中第1項第3号、第2項の表平和町児童図書館の項及び第3項第3号を削り、同条を第22条とし、第13条から第15条までを6条ずつ繰り下げる。

第12条の次に次の6条を加える。

（駐車場の使用を許可する自動車の種類等）

第13条 玉川図書館の駐車場（以下「駐車場」という。）の使用を許可する自動車の種類は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（積載物を含め、長さが5メートル以下、高さが2.1メートル以下、幅が1.9メートル以下であるものに限る。）とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の施設、設備等をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他の危険物を積載しているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

（駐車場の入場及び出場の時間）

第14条 駐車場における自動車の入場及び出場の時間は、午前9時30分から午後9時までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これらの時間を変更することができる。

（駐車場の休場日）

第15条 駐車場の休場日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。）
- (2) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (3) 図書等特別整理期間

（駐車場の使用の手続等）

第16条 駐車場を使用しようとする者は、オートロック式パーキング装置を用いて駐車し、自動車を出場させるときに自動料金精算機により駐車場の使用料を納付するものとする。

（駐車場における禁止行為）

第17条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設、設備等又は駐車中の自動車をき損し、又は汚損すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(本市の免責)

第18条 本市は、駐車場の使用に係る次に掲げる損害については、一切その賠償責任を負わない。

- (1) 天災その他の不可抗力により生じた損害
- (2) 駐車場を使用する者の責めに帰すべき事由により引き起こされた衝突、接触その他の事故についての損害
- (3) 本市の責めに帰さない事由により生じた積載物及び車内の物品等に関する損害
- (4) その他本市の責めに帰さない事由により生じた損害

第2条 金沢市図書館規則の一部を次のように改正する。

第2条の表玉川子ども図書館の項中「おはなしの部屋 メディアコーナー 読書交流室 交流ホール 世界の絵本コーナー 情報ネットワーク室 こどもグループ活動室 科学体験活動室 こども科学図書プラザ」を「はじめてまして絵本の部屋 おはなしの部屋 木のひろば 読書活動室 集会室 グループ活動室 交流ホール」に改める。

第4条の表玉川子ども図書館の項中「読書交流室、交流ホール、情報ネットワーク室、こどもグループ活動室又は科学体験活動室」を「読書活動室、集会室、グループ活動室又は交流ホール」に、「午後7時」を「午後9時」に改める。

第12条の表玉川子ども図書館の項中「読書交流室 交流ホール 情報ネットワーク室 こどもグループ活動室 科学体験活動室」を「読書活動室 集会室 グループ活動室 交流ホール」に改める。

第13条第1項中「の駐車場」の次に「及び玉川子ども図書館の駐車場」を、「(以下)の次に「これらを」を加える。

第16条中「駐車場を」を「玉川図書館の駐車場を」に、「駐車場の」を「玉川図書館の駐車場の」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 玉川子ども図書館の駐車場を使用しようとする者は、自動車を入場させるときに駐車券(様式第1号)の発行を受け、自動車を出場させるときに自動料金精算機により玉川子ども図書館の駐車場の使用料を納付するものとする。
 - 3 駐車券を紛失した者は、駐車券紛失届(様式第2号)を市長に提出し、係員の指示に従わなければならない。
- 附則の次に次の2様式を加える。

様式第1号(第16条関係)

<p>駐 車 券</p> <p>金沢市立玉川子ども図書館 駐車場</p> <p>(この欄には、注意事項等を記入すること。)</p>

様式第2号 (第16条関係)

駐 車 券 紛 失 届	
年 月 日	
(宛先) 金沢市長	
届出者 住所 氏名	
〔法人の場合にあっては、事務所の所在地、 名称及び代表者氏名〕	
金沢市立玉川こども図書館の駐車場の駐車券を紛失したので、金沢市図書館規則第16条第3項の規定により届け出ます。	
なお、入場時刻は次のとおりです。	
入 場 時 刻	年 月 日 時 分

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同月17日から施行する。

金沢市教育委員会規則で定める様式における文書記号の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第8号

金沢市教育委員会規則で定める様式における文書記号の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則次に掲げる規則の規定中「収 第」を「 第」に改める。

- (1) 金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則（昭和51年教育委員会規則第8号）様式第2号
- (2) 金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則（平成28年教育委員会規則第1号）様式第2号

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第1号

金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第11条関係）

1 機械科

教 科	科 目	履 修 学 年			単 位 数
		1 年	2 年	3 年	
国 語	現代の国語	2			2

	言語文化	2			2
	文学国語		2	2	4
地理歴史	歴史総合	2			2
	地理総合			2	2
公 民	公共		2		2
数 学	数学Ⅰ	3			3
	数学Ⅱ		2 a 4 b	2 a	4
	数学Ⅲ			3 b	0, 3
	数学A	2			2
	数学B			2 b	0, 2
	数学C		1 b		0, 1
理 科	科学と人間生活	2			2
	物理基礎		2		2
	物理			4 b	0, 4
保健体育	体育	2	2	3	7
	保健	1	1		2
芸 術	美術Ⅰ	2			2
外 国 語	英語コミュニケーションⅠ	3			3
	英語コミュニケーションⅡ		2 a 3 b	2	4, 5
	論理・表現Ⅰ			2 b	0, 2
家 庭	家庭基礎		2		2
情 報	情報Ⅰ				0 (工業情報 数理で代替)
工 業	工業技術基礎	3			3
	課題研究			4	4
	実習		4	3	7
	製図	2	2	3	7
	工業情報数理	2			2
	生産技術		2 a	2 a	0, 4
	機械工作		3		3
	機械設計	2	2		4
	原動機		2 a	2 a	0, 4
	電子機械			3 a	0, 3
	プログラミング技術			2 a	0, 2
総 合	◎就業体験		〈1〉 〈2〉		0, 1, 2
総合的な探究の時間					0 (課題研究 で代替)
ホ ー ム ル ー ム		1	1	1	3
計		31	31	31	93

2 電気科

教 科	科 目	履 修 学 年			単 位 数
		1 年	2 年	3 年	
国 語	現代の国語	2			2
	言語文化	2			2
	文学国語		2	2	4

地理歴史	歴史総合	2			2
	地理総合			2	2
公 民	公共		2		2
数 学	数学Ⅰ	3			3
	数学Ⅱ		2 a 4 b	2 a	4
	数学Ⅲ			3 b	0, 3
	数学A	2			2
	数学B			2 b	0, 2
	数学C		1 b		0, 1
理 科	科学と人間生活	2			2
	物理基礎		2		2
	物理			4 b	0, 4
保健体育	体育	2	2	3	7
	保健	1	1		2
芸 術	美術Ⅰ	2			2
外 国 語	英語コミュニケーションⅠ	3			3
	英語コミュニケーションⅡ		2 a 3 b	2	4, 5
	論理・表現Ⅰ			2 b	0, 2
家 庭	家庭基礎		2		2
情 報	情報Ⅰ				0 (工業情報 数理で代替)
工 業	工業技術基礎	3			3
	課題研究			3	3
	実習		3	5	8
	製図		2 a	2	2, 4
	工業情報数理		2		2
	電気回路	3	3		6
	電気機器		2 a	3 a	0, 5
	電力技術	3	3		6
	電子技術			3 a	0, 3
電子計測制御			3 a	0, 3	
総 合	◎就業体験		〈1〉 〈2〉		0, 1, 2
総合的な探究の時間					0 (課題研究 で代替)
ホ ー ム ル ー ム		1	1	1	3
計		31	31	31	93

3 電子情報科

教 科	科 目	履 修 学 年			単 位 数
		1 年	2 年	3 年	
国 語	現代の国語	2			2
	言語文化	2			2
	文学国語		2	2	4
地理歴史	歴史総合	2			2
	地理総合			2	2
公 民	公共		2		2

数 学	数学Ⅰ	3			3
	数学Ⅱ		2 a 4 b	2 a	4
	数学Ⅲ			3 b	0, 3
	数学A	2			2
	数学B			2 b	0, 2
	数学C		1 b		0, 1
理 科	科学と人間生活	2			2
	物理基礎		2		2
	物理			4 b	0, 4
保健体育	体育	2	2	3	7
	保健	1	1		2
芸 術	美術Ⅰ	2			2
外 国 語	英語コミュニケーションⅠ	3			3
	英語コミュニケーションⅡ		2 a 3 b	2	4, 5
	論理・表現Ⅰ			2 b	0, 2
家 庭	家庭基礎		2		2
情 報	情報Ⅰ				0 (工業情報 数理で代替)
工 業	工業技術基礎	3			3
	課題研究			3	3
	実習		3	3	6
	製図		2		2
	工業情報数理	3			3
	電気回路	3	2		5
	通信技術		2 a	2 a	0, 4
	ハードウェア技術			4 a	0, 4
	ソフトウェア技術			3 a	0, 3
	プログラミング技術		2	2	4
	コンピュータシステム技術		2 a		0, 2
	電子回路		2	2	4
総 合	◎就業体験		〈1〉 〈2〉		0, 1, 2
総合的な探究の時間					0 (課題研究 で代替)
ホ ー ム ル ー ム		1	1	1	3
計		31	31	31	93

4 建築科

教 科	科 目	履 修 学 年			単 位 数
		1 年	2 年	3 年	
国 語	現代の国語	2			2
	言語文化	2			2
	文学国語		2	2	4
地理歴史	歴史総合	2			2
	地理総合			2	2
公 民	公共		2		2
数 学	数学Ⅰ	3			3

	数学Ⅱ		2 a 4 b	2 a	4
	数学Ⅲ			3 b	0, 3
	数学A	2			2
	数学B			2 b	0, 2
	数学C		1 b		0, 1
理 科	科学と人間生活	2			2
	物理基礎		2		2
	物理			4 b	0, 4
保健体育	体育	2	2	3	7
	保健	1	1		2
芸 術	美術Ⅰ	2			2
外 国 語	英語コミュニケーションⅠ	3			3
	英語コミュニケーションⅡ		2 a 3 b	2	4, 5
	論理・表現Ⅰ			2 b	0, 2
家 庭	家庭基礎		2		2
情 報	情報Ⅰ				0 (工業情報 数理で代替)
工 業	工業技術基礎	2			2
	課題研究			3	3
	実習		3	3	6
	製図	2	2	4	8
	工業情報数理	2			2
	建築構造	3	2		5
	建築計画		4		4
	建築構造設計		2 a	2 a	0, 4
	建築施工			5 a	0, 5
	建築法規		2 a	2 a	0, 4
総 合	◎就業体験		〈1〉		0, 1, 2
			〈2〉		
総合的な探究の時間					0 (課題研究 で代替)
ホ ー ム ル ー ム		1	1	1	3
計		31	31	31	93

5 土木科

教 科	科 目	履 修 学 年			単 位 数
		1 年	2 年	3 年	
国 語	現代の国語	2			2
	言語文化	2			2
	文学国語		2	2	4
地理歴史	歴史総合	2			2
	地理総合			2	2
公 民	公共		2		2
数 学	数学Ⅰ	3			3
	数学Ⅱ		2 a 4 b	2 a	4
	数学Ⅲ			3 b	0, 3
	数学A	2			2

	数学B			2 b	0, 2
	数学C		1 b		0, 1
理 科	科学と人間生活	2			2
	物理基礎		2		2
	物理			4 b	0, 4
保健体育	体育	2	2	3	7
	保健	1	1		2
芸 術	美術 I	2			2
外 国 語	英語コミュニケーション I	3			3
	英語コミュニケーション II		2 a 3 b	2	4, 5
	論理・表現 I			2 b	0, 2
家 庭	家庭基礎		2		2
情 報	情報 I				0 (工業情報 数理で代替)
工 業	工業技術基礎	2			2
	課題研究			3	3
	実習	2	3	3	8
	製図		2 a	2 a	0, 4
	工業情報数理		2		2
	工業環境技術			2 a	0, 2
	測量	2	3		5
	土木基礎力学		2 a	2 a	0, 4
	土木構造設計	3		2	5
	土木施工		3	2	5
	社会基盤工学			3 a	0, 3
総 合	◎就業体験		<1> <2>		0, 1, 2
総 合 的 な 探 究 の 時 間					0 (課題研究 で代替)
ホ ー ム ル ー ム		1	1	1	3
計		31	31	31	93

附 則

- この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定にかかわらず、令和4年4月1日に現に第2学年及び第3学年に在学する生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第8号

金沢市企業局公印規程の一部を改正する規程

金沢市企業局公印規程（昭和28年公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

企業出納員名を もってする文書	企業総務 課長
--------------------	------------

」 を 「

企業出納員名を もってする文書	経営企画 課長
--------------------	------------

」 に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第9号

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、ガス作業手当」、「、ガス需要開拓手当」及び「ガス又は」を削り、同項第1号中「、修繕」を「又は修繕」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「ガス課、上水・発電課」を「上水課」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「、ガス料金」及び「、ガス設備資金貸付金並びにガス機器の販売代金」を削り、同号を同項第4号とし、同項第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項第9号中「、次に掲げる職員」を「電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条第1項の規定により主任技術者に選任され、当該主任技術者としての業務に従事する職員」に改め、同号ア及びイを削り、同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を削り、同項第13号アを削り、同号イ中「上水・発電課」を「上水課」に、「配水施設及び発電施設」を「及び配水施設」に改め、同イを同号アとし、同号ウを同号イとし、同号を同項第11号とする。

別表第1中「ガス・水道修繕センター所長 ガス保安対策室長」を「水道修繕センター所長」に、「担当課長 発電管理センター所長 ガス・発電事業譲渡準備室長」を「担当課長」に改める。

別表第2中

ガス作業手当	ガス管工場の現場作業に従事した者	作業を行った日1日につき 330円	
	ガスの漏えい調査作業、内管及びこれに附属する機器の保安作業に従事した者	作業を行った日1日につき 170円	
有毒薬物取扱手当		1日につき 230円	を
変則勤務手当	港エネルギーセンターにおいてその業務に従事する者で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われる勤務（以下「深夜勤務」という。）に従事したもの	勤務1回につき 1,100円	
		上水・発電課（発電管理センターを除く。）において勤務に従事する者で、深夜勤務に従事したもの	勤務1回につき 1,100円

有毒薬物取扱手当		1日につき 230円	に
変則勤務手当	上水課において勤務に従事する者で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われる勤務に従事したもの	勤務1回につき 1,100円	

改め、ガス需要開拓手当の項を削り、

施設作業手当	港エネルギーセンターにおいて現場作業（ガス製造施設の建設、改良又は維持管理に関する業務に限る。）に従事した技能労務職員以外の職員	1日につき 350円	を
	港エネルギーセンターにおいて現場作業に従事した技能労務職員	1日につき 170円	

	上水・発電課に所属する職員で、浄水施設、配水施設及び発電施設の点検、修繕等の作業に従事したもの	1日につき	500円	
施設作業手当	上水課に所属する職員で、浄水施設及び配水施設の点検、修繕等の作業に従事したもの	1日につき	500円	に

改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第5号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程（平成25年病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「診療部長 診療部副部長」を「事務局次長 診療部長 診療部副部長」に、「中央診療部副部長」を「中央診療部担当副部長」に、「事務局次長 医事室長」を「医事室長 中央診療部副部長」に、「看護部担当部長」を「事務局担当次長 看護部担当部長」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年(2022年)3月31日 印刷

令和4年(2022年)3月31日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄